

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

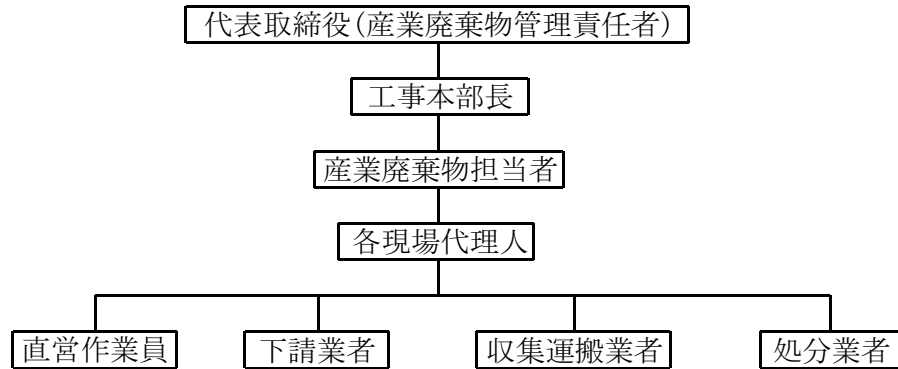
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成 29年 6月 7日	
高知市長 岡崎誠也 殿	
提出者 住 所 高知市高須東町5番6号 高知県道路補修株式会社 氏 名 代表取締役 傍士恭男 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 088-882-1566	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	高知市内の工事現場
事業場の所在地	高知市内
計画期間	平成 29年 4月 1日 ～ 平成 30年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 209,000千円 (H. 28. 4. 30現在)
③従業員数	24名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 建設工事で発生したがれき類は、自社もしくは委託した収集運搬業者にて運搬し、委託契約した再生処理業者で再生骨材、再生碎石、再生砂として再資源化します。 2. 建設混合廃棄物(廃プラスチック・紙くず・木くず・金属くず)は自社で運搬し、委託契約した処理業者にて分別・圧縮・切断・破碎を行い再資源化します。再資源化出来ないものは管理型埋立を行います。3. 廃油は委託した収集運搬業者にて運搬し、委託した処理業者で焼却・管理型埋立を行います。

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（平成28年度）実績】						
		産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	廃油
①現状	排出量		1750.6 t	2.5 t	0.01 t	2.5 t	2.2 t	0.2 t
	(これまでに実施した取組) 1. 現場において建設廃棄物と建設発生土を分別し、発生土が廃棄物に混入しないようにしました。 2. 建設資材を長期使用し廃棄物の排出を抑制しました。又、廃棄物と有価物の分別を行いました。							
		【目標】						
		産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	廃油
②計画	排出量		1500.0 t	2.0 t	1.5 t	2.0 t	2.0 t	0.9 t
	(今後実施する予定の取組) 1. 現状の取組みの通り今年度も実施の予定です。							

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 再資源化率の高いがれき類に発生土が混入しないよう分別しました。 2. 廃棄物と有価物を分別しました。
②計画	(今後実施する予定の取組) 1. 現状の取組みの通り今年度も実施の予定です。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	<b>【前年度（平成28年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	<b>【前年度（平成28年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	廃油
	全処理委託量	1750.6 t	2.5 t	0.01 t	2.5 t	2.2 t	0.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1750.6 t	t	t	2.5 t	2.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)							
1. 委託先は廃棄物発生場所からの運搬距離等の条件を考慮し、再生処理業者と適正な委託契約を締結しました。 2. 委託契約書及びマニフェストが適正に記載されていることを確認し、5年間保存しています。							

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	廃油
	全処理委託量	1500.0 t	2.0 t	1.5 t	2.0 t	2.0 t	0.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1500.0 t	t	t	2.0 t	2.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 現状の取組みの通り今年度も実施の予定です。						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。